訪問看護利用料金表(介護保険)

〈ご利用料金=基本利用料+該当する加算〉

単位(円)

サービスの名称		サービスの内容	要支援 (1割負担)	要介護 (1割負担)
基本利用料	訪問看護 I 1	20分未満の訪問	302	313
	訪問看護 I 2	30分未満の訪問	450	470
	訪問看護 I 3	30分以上1時間未満の訪問	792	821
	訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1087	1125
	理学療法士・作業療法 士による訪問 *1週間に120分を限度 1日3回以上:要介護 90/100、要支援50/100	20分	283	293
		40分	566	586
		60分	425	791
加	サービス提供 体制強化加算 I	厚生労働大臣が定める基準を満たしている事業所	6	6
	看護体制強化加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める(訪問看護体制)基準を満たしている事業所	100	200
	夜間•早朝加算	夜間(午後6時〜午後10時)早朝(午前6時〜午前8時) *基本利用料に25%加算 夜間・早朝・深夜含め2回目以降		
	深夜加算	深夜(午後10時~午前6時)に訪問 *基本利用料に50%加算 夜間・早朝・深夜含め2回目以降		
	特別管理加算 I	在宅悪性腫瘍患者指導管理料等を受けている状態や、留置カテーテル等の計画的な管理を行った場合等に算定	500	500
	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、人工肛門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴が週3日以上必要な場合等に算定	250	250
	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、上記の訪問看 護を行い、所要時間が1時間30分以上となった場合に算定	300	300
	複数名訪問看護加算	1人の看護師による訪問が困難と認められる場合 30分未満 30分以上	254 402	254 402
	初回加算	初回の訪問看護を行った月に1回	300	300
	退院時共同指導加算	退院または退所後の初回の訪問看護を行った際に1回	600	600
	緊急時訪問看護加算	ご契約者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外 に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して月1回 算定	574	574
	ターミナルケア加算	利用者が亡くなられる前14日以内に2日(状態により1日) 以上訪問した場合、死亡月に算定	2,000	2,000

^{*}介護保険2割、3割負担の方はそれに準ずる利用料金となります